

しかし、近年は、「国連の活動なら海外に出かけてよい」(国連平和維持活動＝PKO)、「同盟国の後方支援ならよい」(イラク戦争派遣)と、「自衛権」の解釈をどんどん拡大しました。

集団的自衛権と9条

2015年9月、国民の反対を押し切って「安全保障関連法」が可決されました。この法律により、これまで憲法に違反するとされてきた「集団的自衛権」(同盟国が攻撃されたら武器を使って支援する)を認め、自衛隊が他国の戦争に参加できるようになりました。

憲法改定の動きと9条

このように、「自衛権」の解釈をあまりにも拡大した結果、現状の自衛隊の活動と、憲法条文との隔たりが大きくなつたとして、憲法を変えて現状に合わせようという動きが出ています。「軍隊を保持しない」「交戦権は認めない」とした9条2項の文言は、国民に浸透しているのでそのままにし、新たに「自衛隊」を書き加えようとする改定案を提案している政党さえあります。

「自衛隊」を書き加えることは、第2項を実質的に死文化させ、自衛隊員を海外の戦場に送ることを憲法上認めることになります。戦後日本の平和を守ってきた9条が、その力を失つてしまします。



日本国憲法（抜粋）

前文 …日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。…

第1条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。
第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

第98条 この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第99条 天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

高校生の皆さん

未来は皆さんの手に！



日本国憲法をよんでみませんか？

憲法ってどんなもの？

2016年から、首長や議員の選挙や国民投票のできる年齢が、満18歳以上となりました。

私たちが政治を考える上でとても大切なことは、國の基本を定めた「日本国憲法」をしっかりと理解することです。

憲法があなたの身近なものになるように、このリーフを活用して、お友達やご家族と憲法について、話し合ってみてください。

発行：宮城県内九条の会連絡会

(事務局)

仙台市青葉区柏木1-2-45

フォレスト仙台5F TEL 022-728-8812

(2019年7月1日)



① 憲法って何だろう？

憲法を読んだことがありますか？

日本国憲法は今から 72 年前の 1947 年 5 月 3 日に施行されました。その 3 カ月後に、「新しい憲法のはなし」が当時の文部省によって発行され、全国の中学 1 年生が社会科の教科書として、次のこと学びました。



「新しい憲法のはなし」

憲法は国の最高法規

憲法は国で一番大事な規則(最高法規)で、憲法に合わない法律や規則はすべて無効です。憲法には、国の治め方や仕事のやり方、国の主人公が国民であること(国民主権)、国民のいちばん大事な権利を保障すること(基本的人権の保障)、これからは絶対に戦争をしないこと(平和主義)など、私たち国民にとって、もっとも大切なことが定められています。

憲法は権力者の暴走を防ぐ法規

世界の長い歴史の中で、君主や政治家などの権力者が、国民の声を聞かず暴走することがよくありました。それを防ぐためつくられたのが憲法です

(立憲主義)。日本国憲法には、「天皇や国会議員などすべての公務員は、憲法を尊重し擁護する義務がある」と書かれています。



② 何よりも大事な基本的人権

すべての人は自由で平等

人間らしい生活をしていくには必要なものが二つあります。それは「自由」と「平等」です。国民は個人として尊重され、幸福を追求する権利を持ち、思うことを言い、自分の信じるところに従って生きていけます。また、すべての人間はどんな理由でも差別されることなく平等でなければなりません。



基本的人権は永久の権利

この自由と平等は私たちが生まれながら持っている権利です。この権利は決して奪われてはなりませんし、国の力でこれを奪ったり、刑罰を加えてはなりません。これらは人間の一番大切な権利で、「基本的人権」と呼ばれています。憲法ではこれを「侵すことのできない永久の権利」と記しています。

基本的人権には、教育を受ける権利、人間らしい生活をする権利、政治に参加する権利、勤労者が団結する権利なども含まれています。私たちは、自分の権利と同じように他の人の権利も大切にしなければなりません。

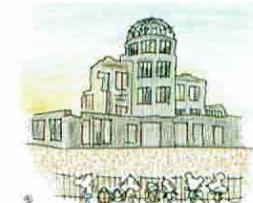
すべての人に生きる権利！



③ 日本は戦争をしない国

侵略戦争の反省から生まれた 9 条

日本は、70 数年前、中国や朝鮮を侵略し、これがアメリカやイギリス、ソ連(現ロシア)など、世界の大國との戦争に発展しました。その結果、アジア諸国で約 2 千万人、日本でも約 310 万人の命を奪い、広島、長崎、東京など多くの都市が破壊されました。仙台も空襲にあり、中心部は焼け野原となりました。この侵略戦争への反省から、日本は 2 度と戦争をしないことを約束し、軍隊を持たないことを誓いました。それが憲法 9 条の「戦争の放棄」です。この憲法を守ろうという国民の思いと運動のおかげで、日本はこの 74 年間 1人の戦死者も出さず、他国の兵士や市民を一人も殺したことありません。



自衛隊創設と 9 条

1950 年、朝鮮戦争が起り、日本を占領していたアメリカ軍が参戦しました。日本の治安が手薄になるという理由で、「警察予備隊」が創設され、「保安隊」「自衛隊」と名を変え現在に至っています。これは、憲法違反ではないかとの激しい議論がたびたび起こりましたが、当時の政府は「自衛隊は軍隊ではない」「自衛のためだけにしか武器は使わない」「日本周辺しか活動しない」と説明してきました。

